

子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか？

平成27年6月分の児童手当を当町から受ける方へ、子育て世帯臨時特例給付金の申請書を、6月初旬に送付しています。申請書が届いていない方は、お問い合わせください。
 ※受給者によっては、申請書の様式が「児童手当現況届」と兼用の様式になっています。
 ※公務員の方は、勤務先より証明済の子育て世帯臨時特例給付金申請書が交付されるため、町からの個別の通知はしていません。
【受付期限】 12月1日(火)まで
 (「児童手当現況届」と兼用の様式の方は、受付期限を過ぎていきますので、早めをお願いします)

受付・問い合わせ 住民課 年金手当係 ☎934-2250

2015下水道展開催案内

下水道は住民の安全で快適な生活を確保し、河川、海等の水質汚濁防止のために必要不可欠な生活環境基盤施設です。この度、多々良川流域関連6町、福岡県下水道管理センター、多々良川流域下水道促進協議会では、「忘れない暮らしの下に 下水道」のテーマのもと、次のおとり下水道展を開催し下水処理場を一般公開します。
【日時】 9月13日(日)9時30分～12時30分
 ※風雨が強いときには、中止になることがあります。
【場所】 多々良川浄化センター
【内容】 下水処理場施設見学、下水道ビデオ上映、おたのしみコーナー(ボールすくい、アメ玉のすくい取り、風船、ポップコーン、クイズラリー(景品有り))
 ※数に限りがあります。

問い合わせ 上下水道課 ☎934-2224

平成27年度嘱託職員(保育士)募集中

宇美町立保育園では、園児数の増加等に伴い、嘱託保育士を募集しています。

頑張ってくれる
従業員のために…

そんな社長の思いを、
国の退職金制度「中退共」がサポートします。

- 掛金を助成 ● 全額非課税 ● カンタン管理
- 家族従業員も加入もOK!

事業主と生計を一にする同居の親族のみを
雇用する事業所の従業員も加入できます。

※解散存続厚生年金基金からの移行先の一つです。
詳しくはホームページをご覧ください。【中退共】
 (独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
 TEL (03)6907-1234 FAX (03)5955-8211

【対象】 65歳未満の方
【資格要件】 保育士資格
【勤務時間】 7時～18時の間で、7時間30分勤務(月21日程度)
 ※土曜勤務、延長保育に伴う時間外勤務・時間差出勤あり
【賃金】 月額165,900円
【待遇】 各種社会保険完備
 通勤手当あり(片道2km以上)
 有休休暇あり(在職期間応じて付与)
【選考方法】 面接
【雇用時期】 随時
【採用人数】 4名程度

受付・問い合わせ 子育て支援課 ☎933-1322

臨時福祉給付金の申請手続きのお知らせ

消費税引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い方々に対して、臨時福祉給付金が支給されます。対象になるとされる非課税世帯(所得未申告者を含む)には、9月中旬に申請書及びご案内を送付します。本年度は、窓口の混雑を緩和するため、既に所得の申告を終えている方に限り、9月26日(土)、及び9月27日(日)の2日間において、役場1階福祉課窓口にて申請を受け付けます。
【支給対象】 平成27年1月1日現在、宇美町に住民登録があり、次の(1)から(3)をすべて満たす人
 (1)平成27年度の住民税がかかっていない人
 (2)平成27年度の住民税がかかっている人に扶養されていない人
 (3)生活保護を受けていない人
 ※所得未申告の方については、給付金申請の前に所得の申告が必要です。

【支給額】 1人につき6,000円(1回限り)
【申請期間】 9月26日(土)、及び9月27日(日)の2日間。(所得申告済みの方限定)
【申請場所】 役場1階福祉課窓口
 ※なお、9月28日(月)から12月28日(月)までは福祉課において随時申請を受け付けます。(土・日・祝日を除く)

問い合わせ 臨時福祉給付金申請窓口 ☎957-9048

スギ・ヒノキ林を長期間手入れ出来ずお困りの森林所有者の方へ

緑豊かな森林を次世代へ引き継ぐため、森林環境税を活用した森林の整備(間伐)を実施しています!

福岡県では、荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、森林環境税を活用して、町が森林所有者と協定を結び、森林の整備(間伐)などを行う荒廃森林再生事業に取り組んでいます。町内に山林を持ち、スギ・ヒノキ林を長期間手入れ出来ずお困りの森林所有者の方は、ご相談ください。

【整備対象】 間伐、枝落とし、除伐等
【実施主体】 森林調査や間伐等の工事は、町から請け負った業者が行います。(森林所有者が作業をする必要はありません。)
【整備費用】 森林環境税を活用し、町が全額負担します。(森林所有者の費用負担はありません。)

※事業実施は、町と森林所有者が協定を締結して行います。
 ※協定の内容や対象森林などの詳細は、お問い合わせください。



問い合わせ 農林振興課 ☎934-2223

「平成27年度宇美町における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための方針」策定

障害者が地域で自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。そのためには、障害者雇用を支援するための仕組みを整え、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することも必要になります。

町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成25年4月1日施

【広告】

行)」に基づき、「平成27年度宇美町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、前年度の調達実績(1,722,129円)を目標に、障害者就労施設などへの優先的な物品などの調達に取り組んでいます。

●「平成27年度宇美町調達方針」は町ホームページに掲載しています。

問い合わせ 福祉課福祉係 ☎934-2278

医療機関で受診できる特定健康診査のご案内について ~ご確認ください~

宇美町国民健康保険の特定健康診査の対象者で5月から7月にうみハピネスでの特定健康診査を受診されていない方々に、指定医療機関で受診できる特定健康診査のご案内を7月末に、個別通知しています。

【対象】 40歳から74歳までの宇美町国民健康保険加入者(平成27年4月1日時点)
【受診期間】 8月1日から12月31日まで
【受診料】 800円
【申し込み】 指定医療機関へご連絡ください
 ※受診できる医療機関一覧を添付しています。

健康診査に関するお問い合わせ 健康づくり課 ☎933-0777

身体障害者の巡回相談

身体障害者手帳の補装具の交付・修理などに関すること等の相談を受け付けます。座位保持装置、車いすについては事前の調整が必要です。(障害の状態によっては、その場で判定できない場合があります。)

【期 日】 9月2日(水)
【会 場】 粕屋町健康センター
【受 付】 9時30分～12時 13時～14時
【持ってくるもの】 ①印鑑 ②身体障害者手帳 ③補装具再交付の場合は、前回交付を受けた補装具 ④補装具修理の場合は、修理が必要な補装具
 ※必ずご本人が来場ください。

問い合わせ 福祉課福祉係 ☎934-2278

JA やすらぎ会館
かすや・すえ斎場
 家族葬プランをご用意しております。
 詳細はお問い合わせください

email アドレス: sousai@kasuya-co.jp/
 株式会社 **かすや** 24時間対応
 福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈1229番地 ☎0120-798710

JA やすらぎ会館 **かすや斎場**
 福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原325-2 (JR伊賀駅前)
 ☎092-931-3533
 原町駅前交差点を伊賀駅方面へ車で約5分

JA やすらぎ会館 **すえ斎場**
 福岡県糟屋郡須恵町大字旅石20-1
 ☎092-937-4311
 九州縦貫道須恵スマートICを出て西へスグ

【広告】

KUMON 新学期生徒募集中!
 教室見学随時受付中!!

★宇美センター 宇美4-2-10 木村ビル2F
 (火・水・金) TEL 957-6615 携帯 090-9075-6404 (荒木)

★宇美東 宇美東1-4-1 極東クリーニングそば
 (月・木) TEL 933-7828 携帯 090-9589-1212 (伴)

★宇美はるだ 原田4-18-8 原田下公民分館
 (火・金) TEL 934-3180 携帯 090-1345-8634 (須原)

【広告】